

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から63年3月まで
会社を退職した同月に社会保険の無い職場に再就職した。数日後にA町へ転居手続を行った際、役場の職員から年金のことを言われたので、年金手帳を提出して国民年金の加入手続を行った。最初は納付書で納めていたが、途中から口座振替に変更した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、再就職先の雇用主から社会保険が無いことを聞き、昭和61年7月始めに転居手続を行った際、役場の職員から年金のことを言われて三制度共通の年金手帳を提出して国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人が実家のB県C郡A町に61年7月8日に住所移転されていることが戸籍の附票から確認できるほか、申立人が所持する三制度共通の年金手帳において、退職した事業所の厚生年金保険の記号番号は「* D 初めて被保険者となった日 57年11月1日」、国民年金の記号番号は「* E 初めて被保険者となった日 61年6月26日」と記載されており、61年度以前に使用された年金手帳であることから供述内容に不自然さは見られない。

また、申立人が昭和61年11月26日にA町へ提出した口座振替納付届の口座振替をする税目等の内訳には国民年金保険料及び国民健康保険税の項目が丸で囲まれていることから申立人は既に国民年金に加入しており、申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、口座振替納付届の預金者は、申立人であり、指定預金口座番号もA町の被保険者名簿の検認記録欄に記載されている金融機関名及び口座番号と一致し、当該金融機関の証明があることから^{びよう}信憑性が高いものと考えられる。

加えて、申立期間は22か月と比較的短期間であり、国民年金と厚生年金保

険の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っており、申立期間以後に未納が無いなど、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 61 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年10月まで

A町役場を退職後、国民年金に加入し保険料の納付をしてきた。結婚後は夫が引き続き保険料の納付をしたと思うが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及びB町の被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年4月27日に国民年金の資格喪失をした後、53年11月30日に再加入（任意加入）をしていることが確認できる上、申立人の夫は、申立期間において共済組合加入者であったことから、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となり、申立人の夫は当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料納付に関与しておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の夫の申立期間当時の記憶は明確ではない。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から53年3月まで
両親とも古くから加入していたし、結婚して家業を継いだ夫も厚生年金保険からの変更手続を済ませたこともあり、1年後に出産退職した私も当然、その時点で変更手続をし、口座振替で毎月納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であるが、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母親に聴取しても申立期間当時の記憶が明確でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年7月頃に払い出されており、53年4月から55年3月までの国民年金保険料が遡って納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃に行われたと推認でき、その時期を基準とすると申立期間は時効により納付することができない期間である上、特例納付の実施期間でもない。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年3月まで

20歳の時には音楽教室の講師として働いていたが、20歳から国民年金の加入義務があることを知っていた。20歳の誕生日を迎えた時に、亡くなった父親が加入手続きして、保険料を納付した。母親も父親が保険料を納付していたことを記憶しており、国家公務員であった父親が加入した時から保険料を納付していないことはあり得ないので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月頃に払い出されており、申立人は現在所持している年金手帳（三制度共通。昭和49年11月以降に使用）以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までは過年度納付をすることが可能であるが、申立人は母親から、「過年度保険料をまとめて納付した記憶は無い。」と聞いており、申立期間について申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。